

新規事業

新型コロナウイルスが原因で亡くなった遺族に対して、葬儀代を助成する制度は、全国的にも珍しい取り組みとなります。

■目的：

コロナ禍に伴う感染症対策等に伴い、通常ではかからない葬儀費用が追加で発生するケースがあるため、葬儀代等にかかった費用の一部を助成することにより、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方へ哀悼の意を表するとともに、遺族の経済的負担の軽減を目指します。

■対象：

新型コロナウイルス感染症で亡くなった方(※)の葬儀を挙げた遺族(※亡くなった方が、狛江市に住民登録がある場合)

■補助金額：

上限20万円(※実際の支出額の1/2と20万円のうち、どちらか低い額)

■手続き方法：

死亡診断書の写し等の死亡の原因が分かるものと感染症対策経費が分かる明細書等を市へ提出し、内容を審査後、指定の口座へ振り込む

■適用年月日：

令和2年1月1日から

